



平成 26 年 1 月 10 日

各 位

会社名 コーナン商事株式会社
代表者名 代表取締役社長 正田 直太郎
(コード番号 7516 東証第 1 部)
問合せ先 取締役上席執行役員 品川 良一
(TEL. 072 - 274 - 1622)

再発防止策の進捗状況に関するお知らせ

当社は、平成25年11月15日付「第三者委員会の調査報告に基づく再発防止策について」（以下「開示資料」といいます。）において、当該調査結果を踏まえた再発防止策を公表し、再発防止に向けて具体的に取り組んでいるところです。

この度、公表から約2ヶ月が経過いたしましたので、現時点での再発防止策の進捗状況につき、下記のとおりご報告いたします。

お客様、株主の皆様をはじめ関係者の皆様方には、多大なご迷惑とご心配をおかけいたしましたことを、改めて深くお詫び申し上げます。当社は、全役職員が一丸となってコンプライアンスを重視する企業風土をつくり、強固な内部統制を確立してまいりますので、引き続きご支援を賜りますようお願い申しあげます。なお、再発防止策の内容につきましては、開示資料をご参照ください。開示資料は、当社ホームページにも掲載しております。

記

当社は、平成25年12月9日付で、社長をプロジェクトリーダーとして関係部署の責任者をメンバーとする3つのプロジェクトを立ち上げ、外部コンサルタントに任命した有限責任監査法人トーマツの助言を得ながら、再発防止策に取り組んでいるところです。

社内組織につきましては、平成25年12月2日付で組織を変更し、海外商品および国内商品の発注や不動産開発と、内部監査部（同日付で内部監査室を改組しました。）との統括機能を明確に分離して社長への権限の集中を排除するとともに、相互牽制・監視システムが機能する組織に改編しました。

旧組織では社長が内部監査室を直轄するとともに第1営業統轄役員として商品第一部～第四部、商品企画部および海外商品部等も直接統括していたために、海外商品および国内商品の発注や不動産開発において社長に権限が集中し、相互牽制・監視システムが十分機能する組織になっていませんでした。これを、新組織では社長は旧組織と同様に内部監査部を直轄する一方で、6つの本部を置いて6人の取締役が本部長として統括する体制に変更し、社長への権限集中を排除するとともに、相互牽制・監視システムが有効に機能する組織に改編したものです。

開示資料において改善するとした5項目に関する、取組体制および進捗状況等は以下のとおりです。再発防止策の完了時期につきましては、開示資料では年内の完了を目指にしておりましたが、組織の変更、規程類の整備、業務プロセスの見直し等、プロジェクトにおける取組課題のひとつひとつについて精査しながら進めているところであります。完了の時期は当期末となる見込みです。完了した段階で、速やかに公表いたします。

(1) 業務分掌・職務権限の明確化

業務分掌・職務権限の明確化を図るために、次のプロジェクトを立ち上げて取り組んでいるところです。

業務分掌・職務権限見直しプロジェクト	
取組課題	権限集中の排除を含む、業務分掌・職務権限の明確化
関係部署	人事総務本部、内部監査部、総務部

権限集中を排除し、業務分掌・職務権限を明確化するために、業務分掌規程、職務権限規程等関連する規程類の見直しを行っており、当期末までには、関連する規程類の整備を完了する予定です。

創業家一族が実質的に支配する会社と当社との間における取引の明確化と、当社の事業にとって不要なものの整理につきましては、取引実態の見直しを行い、内容の整理を進めているところです。

(2) 権限集中の排除

権限集中の排除を徹底するために、次の2つのプロジェクトを立ち上げて取り組んでいるところです。

権限集中の排除一貫掛プロジェクト	
取組課題	商品の仕入（海外・国内）に関する業務フローの見直し
関係部署	商品第二部、商品第四部、海外商品部、内部監査部
権限集中の排除一不動産管理プロジェクト	
取組課題	店舗開発に係る手続き及びテナント契約、発注業務等に関する見直しと再構築
関係部署	開発本部、営業推進部、内部監査部

権限集中の排除を徹底するために、海外商品部における新規取引開始ルールの制定、新規取引開始の際の相見積の励行のほか、商品の仕入（海外・国内）にあたり、価格面だけではなく性能面等の検討も充分に行うルールの制定や、発注時の数量管理等、商品の仕入（海外・国内）に関する業務フローを見直しているところであり、当期末までには完了する予定です。

店舗開発における手続きおよびテナント契約、発注業務等に関しても、開発部における業務分掌や役割分担を明確にし、物件の選定や決裁におけるプロセスを改善することによって、権限集中の排除を徹底いたします。また、手数料額や相手先の属性調査といった取引ルールについても再構築しているところであり、当期末までには完了する予定です。

(3) 取締役・監査役による監視・牽制

稟議制度の運用につきましては、関連する規程類を改訂し、厳格な運用を実施しております。

取締役・監査役による監視・牽制機能を充分に発揮させる仕組みを導入するために、次の定期株主総会において、社外取締役を選任する予定で人選中です。

(4) 意識改革

平成25年12月16日付でコンプライアンス委員会を設置し、関連する規程類の整備等を行ない、社内体制の改善を図っているところです。役職員の意識改革につきましては、通常研修のなかにコンプライアンスに係るカリキュラムを組み込んで実施いたします。また、階層別の個別研修の導入も検討いたします。具体的なカリキュラムの内容、研修の開催頻度等の細部につきましては、検討しているところです。

(5) 内部通報制度の充実

既存の通報窓口および相談窓口に加え、当社の顧問法律事務所に新たに通報窓口を設置いたしました。

以上